

令和8年度県民参加の森林づくり促進事業企画募集要領（2次）

1 募集趣旨

県では「いわての森林づくり県民税」を活用して、県民の皆さんが取り組む森林整備活動や森林環境学習活動等を支援しています。

県民の皆さんのアイデアと主体的な参加による活動についての企画を募集します。

2 募集対象活動

(1) 対象となる活動（表-1）

募集する活動の分類		補助率	補助上限	対象団体
1 森林をつくる活動				
(1)森林整備活動 ^{*1}	① 未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ② 上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③ 野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動 《例》・ NPO団体や地域住民による間伐等の森林整備 ・ 企業による森づくりボランティア活動 ・ 市町村が行う森林整備等による野生動物の出没抑制を目的とした緩衝帯整備 ^{*2}	10/10以内	100万円	市町村 各種団体 ^{*6} NPO団体
(2)森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動			
2 森の手入れを行う多様な担い手を育成する活動				
人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等 ^{*3} を対象とした森林施業等の研修活動 《例》・ 新たな森林整備ボランティア団体を育成するための研修会の開催	10/10以内	100万円	県内に事務所又は事業所を有する法人
3 森林を学び活かす活動				
県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動 ^{*4} 《例》 ・ 学校林等での森林整備等を通じた森林環境学習 ・ 森林環境学習の一環として実施する木工教室 ^{*5} 、しいたけ植菌体験、炭焼体験等の体験学習や関連学習会の開催	10/10以内	100万円	
4 森林資源を活かす活動				
循環型社会形成のための県産材利用活動 ^{*7}	① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設 ^{*8} における木材・木材製品などの県産材 ^{*9} 利用促進活動 ② 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設 ^{*10} における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 《例》 ・ 地元で製材加工した地元材による木製備品を教育施設に設置し、児童生徒を対象とした森林環境学習会を開催 ・ 県産材で製作したテーブルや椅子を公民館などに設置し、地域住民を対象とした森林環境学習会を開催	1/3以内	100万円	①は市町村 各種団体 ^{*11} ②は市町村

【対象となる活動（表－１）の注意事項】

【森林整備活動関係】

- ※ 1 当該年度に他の補助事業等が導入される森林は対象外とします。
- ア 活動の対象森林は、県内の民有林のうち公益林（市町村森林整備計画に定める生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林のいずれかに区分される森林）及び公益林になることが見込まれる箇所とします。（市町村が行う緩衝帯整備は除く）
- （原則として事業実施後１年以内に該当する市町村の森林整備計画が変更されること。なお、実施団体は、市町村長がこの旨を証する書面を企画書に添付すること。）
- イ 里山林の環境整備に向けて森林整備活動を行う場合、附随的に行われる公益林以外での藪の刈払い等も対象活動に含めることができます。
- ※ 2 【森林整備活動のうち緩衝帯整備関係】
- ア 野生動物の出没抑制を目的とした緩衝帯整備の実施主体は、市町村とします。
- イ 対象森林は、民有林のうち、私有林であり、次の条件を全て満たすものとします。
- (ア) 藪化しており、過去にクマ等野生動物の出没が確認される等、人的・物的被害の発生の恐れがある森林及びこれら森林と併せて一体的に整備する必要がある箇所
- (イ) 1か所あたり原則0.1ha以上の区域で、林縁部からの幅（奥行）はおおむね30m以内
- (ウ) 当該箇所に隣接する森林以外の箇所を事業面積に含める場合は、その部分が全体面積の3割を超えないこと
- (エ) 対象行為は、見通し確保のために必要となる下刈、除伐、枝打ちとし、原則、地域住民への説明会等を実施すること

【人材育成関係】

- ※ 3 森林所有者のほか、森林ボランティアや活動団体等とします。

【森林環境学習関係】

- ※ 4 本事業でいう森林環境学習とは、森林内での整備活動や森林環境観察活動等のフィールドワークを通じた学習、森林の役割や重要性等についてパネルや映像等を活用し、知見を有する者による講演・説明や意見交換・話し合い等により行う学習とします。
- ※ 5 木工教室での製作物は「本立て」や「巣箱」等の簡易なものとし、参加者一人当たりの材料費は別表の金額を上限とします。
- ※ 6 各種団体とは、非営利の団体で規約等の定めがあり、総会が開催される団体に限ります。
- ※ 7 本活動は、単なる県産材木製品の設置ではなく、森林環境学習や普及啓発活動と一体的に行い、いわての森林づくり県民税の事業効果を発現させるものを対象とします。

《森林環境学習や普及啓発活動の展開について》

森林環境学習や普及啓発活動の実施に当たっては、上記取組のほか、いわての森林づくり県民税普及啓発DVDの視聴やパンフレットの配布、木製品等への県民税活用事業であることの表示、設置施設における木材利用の意義に関するパネル等の設置、お披露目会やマスコミへのプレスリリースなど、多様な手法により県民へのPRを行ってください。

- ※8 教育施設とは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、児童館及び託児施設とします。
- ※9 本事業でいう県産材は、県内で伐採された原木を、県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング※とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認した木材とし、併せて品質が確認された木材とします。
- また、木工教室で使用する木材は、県内の森林から伐り出され、加工されたことを製材所等により証明されたものであれば可とします。
- ※ フローリングは、止むを得ない事情により、県内の森林で伐採された原木を、県外で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング並びに県内の森林で伐採された原木を原材料として50%以上用いて県内で加工した丸太及び製材品から生産された集成材、合板及びフローリングを含むものとします。
- ※10 公共的施設とは、医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他不特定多数の者が利用できる施設とします。
- ※11 「4 森林資源を活かす活動」①の活動の応募団体は、市町村、民法（明治29年法律第89号）第34条に定める公益法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に定める社会福祉法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人に限ります。

（2）対象外の活動

- ① 既に他の機関等から補助・助成等を受けている、又は受ける予定のある活動。
- ② 他の事業等で導入した施設の更新に該当する活動。
- ③ 施設の整備に該当する活動。ただし、以下のものは対象とします。
 - ア いわたの森林づくり県民税の事業効果等を周知・啓発するための看板の設置
 - イ 「4 森林資源を活かす活動」で実施する、教育施設や公共的施設への木材・木材製品等の設置
- ④ 特定の者の利益になると認められる活動。
- ⑤ 政治的又は宗教的宣伝を目的として行うと認められる活動。
- ⑥ 安全対策等が不十分と認められる活動。
- ⑦ その他、当該事業としてふさわしくないと認められる活動。

3 事業実施期間

補助金交付決定の日から令和9年3月19日まで

4 応募対象団体

市町村、各種団体（団体の組織、運営等に関する規約があり、定期総会を開催する非営利団体）、NPO団体、県内に事務所又は事業所を有する法人

5 補助対象経費等

（1）補助対象経費

以下のとおりです。ただし、採択の際に条件等を付す場合があります。

(表-2)

費目	内容	
賃金	外部補助員賃金等	留意事項は別表（補助対象経費）のとおり
報償費	外部専門家謝金等	
旅費	外部専門家旅費等	
需用費	消耗品費、資料印刷費、燃料費等	
役務費	通信運搬費、傷害保険料等	
委託料	委託料	
使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機材借上料等	
原材料費	苗木代、木材代等	
備品購入費	機械機具等購入費	

(2) 補助対象外となる主な経費

- ① 活動団体構成員への金銭の支払と認められる経費
- ② 活動参加者への賃金、謝金、旅費、宿泊料及び報償費
- ③ 取得単価が5万円を超える物品及び備品の購入（5万円超過分は団体等の負担）
- ④ 活動場所となる森林の所有者に対する謝礼及び土地使用料

※（別表）補助対象経費も併せてご確認ください。

(3) 留意事項

- ① 賃金及び報償費は別表の金額を上限とし、上限超過分は団体の負担となります。
- ② 看板等の設置は、県民への効果的な周知が図られるものとし、華美又は高価なものとせず、間伐発生材料の活用等、経済的、効率的な設置に努めてください。
- ③ 用具用品類及び機械機具類は、使用頻度が年に数回程度の場合、原則として借り入れ（使用料及び賃借料）としてください。
- ④ 森林整備活動で産出された林産物を薪や木炭として搬出する場合は、放射性物質検査を実施し、安全性を確認してください。（参考：「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」（平成23年11月2日付け林野庁通知））
- ⑤ 市町村が実施主体の場合は、企画概要書に森林環境譲与税を財源として活用しない理由を記載してください。

6 補助率

- (1) 1/3以内（上記2(1)の表-1中「4森林資源を活かす活動①②」）
- (2) 10/10以内（同「4森林資源を活かす活動①②」以外）

7 補助額

定額〔1団体あたりの上限は100万円〕

ただし、企画内容審査等の結果、経費の一部を査定する場合があります。

8 企画の応募

(1) 応募期間

令和8年4月10日（金）から令和8年5月13日（水）まで

(2) 応募書類

以下の様式は全てA4版縦の用紙を使用してください。

- ①【様式第1号】令和8年度県民参加の森林づくり促進事業企画書について
- ②【様式第2号】企画概要書
- ③【様式第3号】企画書
- ④【様式第4号】団体の概要 ※市町村が応募する場合は不要
- ⑤【様式第5号】同意書 ※活動内容によっては不要
- ⑥【その他】団体のPR資料やパンフレット等活動内容、活動実績等に関する資料

(3) 書類の提出先

応募団体の住所地在を管轄する各広域振興局林務部又は農林振興センター、岩泉林務出張所

9 企画書の審査

提出された企画概要書、企画書は、以下の基準により、いわての森林づくり県民税事業評価委員会で審査します。

審査の過程において、追加資料の提出等を依頼する場合があります。（その際の費用は、各団体の負担となります。）

(1) 整合性

企画内容は、当事業の目的、趣旨に合致しているか。

(2) 自主性

地域住民等の自主的な取組となっているか。

(3) 具体性

事業が実行可能な計画、方法、予算等で立案されているか。

(4) 効果性

活動参加者等の森林への理解や森林を守り育てる意識の向上が見込まれるか。

地域の内外への波及効果が見込まれるか。

10 企画の採否及び通知

採否は「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」の意見等を踏まえ、県が決定します。結果は応募団体に通知します。

11 補助金の交付申請及び補助対象経費

事業実施に要する補助を受ける場合には、別途補助金交付申請手続きが必要となり、補助金交付決定後から使用する経費が補助対象となります。（交付決定前に使用した経費は団体負担）

12 事業の周知等

- (1) 事業の広報媒体には、「いわての森林づくり県民税」を活用した事業であることを必ず明記してください。
- (2) 事業実施の際、活動参加者への説明やマスコミ等から活動内容について取材を受けたときは、「いわての森林づくり県民税」を活用して事業を実施している旨を周知してください。(事業終了後も地域の内外にPR効果が波及するよう努めてください。)
- (3) 継続して事業を行っている団体は、新たに活動に参加する人を増やすよう努めてください。

【周知の例】

- ・市町村広報紙等による事業内容の周知、参加者募集、報道機関等への情報提供。
- ・チラシや製作木工品等に「いわての森林づくり県民税」活用事業と表示。
- ・活動の際に「いわての森林づくり県民税」活用事業と周知、会場内への看板等の掲示。
- ・活動時に撮影する集合写真等にのぼり旗を活用し、団体の会報等に掲載。

いわての森林づくり県民税PR用のロゴマークを作成していますので、団体広報紙、看板、広報等に積極的に活用してください。(電子データが必要な場合は提供します。)



いわての森林づくり
SINCE 2006
県民税

「この活動は、「いわての森林づくり県民税」を活用して実施しています。」

また、各種活動の際の県民税PR用の「のぼり旗」を希望する団体に貸し出しますので、積極的な活用をお願いします。



13 安全対策の徹底

- (1) 活動参加者の安全対策には、万全を期すこととし、特に児童生徒が参加する活動の際は保護具着用の徹底等、事故の防止に最大限の注意を払ってください。
- (2) 活動に際しては、特別の理由がない限り傷害保険等へ加入してください。
- (3) 森林内や屋外等で活動する際は、事前に現場の点検を実施するとともに、ヘルメット等の保護具を着用してください。
また、危害を加える恐れのある野生生物の状況確認等に努めてください。
- (4) 労働安全衛生規則等に定める安全講習等が必要な機械器具類を使用する場合は、事前に安全講習等を必ず受講し、安全に事業が実施できる体制を整えてください。
- (5) 森林整備活動等においてチェーンソーによる伐木等作業を行う場合は、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（厚生労働省）を踏まえ、参加者の安全確保対策・事故防止対策を徹底してください。
- (6) 活動参加者の健康状態の確認、服装・装備の点検を行ってください。
- (7) 安全対策参考資料等（ホームページ）

【公益社団法人国土緑化推進機構】

子どもたちと森のステキな出会いのために ～森林体験学習活動を安全に行うためのQ&A～

【森づくり安全技術・技能全国推進協議会】

森づくり安全技術マニュアル 等

【環境省】

クマ類の出没対応マニュアル ー改定版ー

(別表) 補助対象経費

費目	内 容	留 意 事 項
賃 金	外部補助員の雇用に係る賃金	<p>① 1人1日当たり 11,000円を上限とする。</p> <p>② 賃金の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。</p> <p>③ 散策路や登山道整備に係る賃金は、補助対象外とする。(森林整備に必要な最小限の作業道補修に係る賃金は対象とする)</p>
報償費	外部専門家謝金等 (講師、技術指導者等)	<p>① 1人1時間当たり4,100円を上限とする。</p> <p>② 外部専門家は、原則として県内の者に限り補助対象とする。ただし、上下流の住民団体等が連携して行う活動で他県にまたがる場合や隣県の方が安価となる場合又は、活動に必要な知識・経験や技術を有する者が県内に居ない場合であって、事業の目的及び内容から隣県者でなければならない理由が認められる場合は、この限りではない。</p> <p>③ 外部専門家を必要とする場合は、企画書に必要理由及び外部専門家の所属・職・氏名を記載すること。</p> <p>④ 間伐や枝打ち等の作業に係る外部技術指導者謝金は、上記上限のほか、1人1日当たり11,000円を上限とする。</p> <p>⑤ 活動参加者等へのお土産や記念品等の経費は、対象外とする。</p>
旅 費	外部専門家旅費等 (講師、技術指導者等)	外部専門家の旅費については、上記報償費②と同様の扱いとする。
需用費	消耗品費(事業に必要な機材・用具、事務用品等)、資料印刷費、燃料費(事業に必要なチェーンソーや刈払機等の機材燃料費)等	<p>① ヘルメットは、計画内容等から判断し、使用頻度の高い場合に補助の対象とするが、50,000円を上限とする。なお、ヘルメットには「いわての森林づくり県民税活用事業」等と表示すること。</p> <p>② 活動参加者等への粗品代、自家用車燃料費(他と区別が困難なもの)、木工教室の工具セット類、茶菓等の食糧費は、対象外とする。</p> <p>③ 林内作業用機材には、植物等由来成分の燃料の使用に努めること。</p> <p>④ 使用頻度が低い物品、補助事業以外に汎用性がある物品及び個人で準備することが適当と考えられる物品は、補助対象外とする。</p> <p>⑤ ヘルメットやチャップスなど取得単価が10,000円を超える物品は、管理台帳を整備し、関係書類と併せて適切に保管すること。</p>
役務費	通信運搬費(郵送料等)、 傷害保険料等	<p>① 事業の企画立案、連絡調整等の役務に係る費用で従事日数等の記録がある場合、事務局費として1団体につき事務局費を除いた補助対象経費の5%以内を上限とする。ただし、事務局費を除いた補助対象経費が200,000円以下の団体については、10,000円を上限とする。(補助対象経費は、様式第3号に定める補助対象額とする。)</p> <p>② 広告料(いわての森林づくり県民税活用事業と掲載する場合を除く)、電話料(他との区別が困難なもの)は、補助対象外とする。</p> <p>③ 傷害保険料は、掛金や保障内容等が記載された資料を添付すること。</p>

委託料	委託料	<p>① 特殊技術を要する作業等で、活動団体自らで行うことが真に困難と判断される場合に限る。なお、この場合の委託は事業の一部として実施するものとする。ただし、市町村が行う緩衝帯整備は除く。</p> <p>② 金額が10万円を超えるものについては、2人以上の者から見積書を徴すること。</p>
使用料及び賃借料	会場料、貸切バス代、機材借上料等	<p>① 外部から調達しなければならないものに限り対象経費とし、見積書や料金表等により金額及び借用先等を明示すること。</p> <p>② 活動団体構成員、地域住民及び関係団体等の協働により、刈払い機やチェーンソー等の機材を持ち寄って行う場合は、機材借上料の対象としない。</p>
原材料費	苗木代（緑化木を含む。）、木材代、支柱代、肥料代、原木材、種駒代、活動PR用看板、木工教室材料費等	<p>① 苗木のうち、緑化木の購入については、事業趣旨及び活動計画に照らし、適正と判断された場合に限る。</p> <p>② 木工教室の材料費は参加者1人当たり1,500円を上限とする。</p> <p>③ 活動周知用看板は、華美、高価なものとしなすこと。 看板には「いわての森林づくり県民税活用事業」と表示すること。</p>
備品購入費	チェーンソー等の機械機具等購入費 (備品の法定耐用年数以上にわたり事業計画を企画する場合に限る)	<p>① 備品は、性質形状を変えることなく、長期間の使用に耐えうる物品で取得単価が10,000円以上のものとする。ただし、取得単価が50,000円を超える分については団体等の負担とする。</p> <p>② 備品は、森林づくり活動に使用する機械機具等を対象とし、使用頻度が低い物品やパソコン、デジタルカメラ等、補助事業以外に汎用性がある物品は対象外とする。</p> <p>③ 備品購入費の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。</p> <p>④ 備品購入後は、管理台帳を整備し、関連書類と併せて適切に保管すること。</p>

※上記経費は社会通念上妥当な額で、活動に必要な最小限度のものとする。

※上記単価には所得税や消費税等を含むものとする。

様式第1号

年 月 日

岩手県知事様

(団体名)

(代表者 職・氏名)

(所在地) 〒

(電話番号)

令和8年度いわての森林づくり県民税県民参加の森林づくり促進事業企画書について
標記について、募集要領に定める各規定に同意の上、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 【様式第2号】企画概要書
- 2 【様式第3号】企画書
- 3 【様式第4号】団体の概要
- 4 【様式第5号】同意書
- 5 【その他】 団体のPR資料やパンフレット、活動内容、活動実績に関する資料

令和8年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画概要書

団 体 名				審査番号	
代表者職氏名				採択回数	回
団 体 所 在 地				構成員数	-
事 業 名				申請区分	
活 動 場 所					
事 業 の 目 的					
事 業 の 内 容					
活 動 期 間	令和8年 月～令和 年 月				
参加予定者数	令和 年 月 開催予定 人				
補助対象額(円) ※積算内訳は企画書の12積算内訳を参照	費 目	R 7年度	R 8年度	比較増減	備 考
	賃 金				
	報 償 費	-			
	旅 費	-			
	需 用 費	-			
	役 務 費				
	委 託 料				
	使 用 料				
	原 材 料 費				
	備品購入費				
	合 計				
安全対策の内容	保険加入	補償			
	有・無	内容			
特 記 事 項					
森林環境譲与税を 活用しない理由 ※市町村が実施主体の場合のみ記載					

企 画 書

団体名

1 事業名

[活動区分:] (募集要領2(1)の活動名を記載。複数活動を組み合わせる場合は主たる活動を記載のこと。)

2 事業目的

3 事業の効果(事業により期待される効果を記入。継続実施の場合は、実施した効果も記入すること。)

4 事業内容

(1) 活動内容

(2) 森林資源を活かす活動に供する森林資源等(「4森林資源を活かす活動」の場合に記入すること。)

ア 品目

イ 数量

ウ 設置(搬入)場所

エ 設置(搬入)する場所の所有者又は管理者

オ 設置(搬入)後の活用方法

(3) 普及啓発等の内容

ア 事業実施の周知方法

イ 「いわての森林づくり県民税」活用事業であることの周知方法

ウ 対象森林の活用方策 [1(1)森林整備活動の場合に記入すること。]

エ 活動実施後の普及啓発方法

5 事業実施場所(位置図を添付のこと。森林整備活動を伴う場合は縮尺5千分の1程度の区域図も添付のこと。)

広域振興局等確認欄	公益林 ()
-----------	----------------------------

※森林整備活動を伴う場合、広域振興局等が森林区分を記載すること。

6 事業実施面積(1(1)森林整備活動の場合に記載することとし、実際に整備する面積を記載のこと。)

7 参加者予定数等

(1) 参加予定者数(延べ人数の場合は延べ〇人と記載すること。)

(2) 参加者の確保方法

8 対象森林の状況(森林整備活動を伴う場合に記載し、樹種及び林齢等を記載のこと。また、対象森林の写真を添付すること。)

9 事業実施計画

実施時期	実施内容	備考

※緩衝帯整備を実施する場合は、対象行為を記載すること。(対象森林の写真は作業行為の必要性が分かる写真を添付すること。)

10 活動を行う際の安全対策の内容(安全教育の内容、ヘルメットなどの保護具の着用、傷害保険加入、事故発生時の対応など具体的に記載すること。また、傷害保険に加入する場合は、補償内容が分かるパンフレット等の写しを添付すること。)

11 事業完了予定年月日

12 経費内訳(消費税相当額を含む)

(1)収入の部

区 分	金 額 (円)	左記の内訳(円)			備 考
		補助対象額		補助 対象外	
		10/10以内	1/3以内		
県補助金(予定額)					
その他()					
合 計					

(2)支出の部

費 目	内 容 (品目・単価・数量等の積算 内訳)	金 額 (円)	左記の内訳(円)			備 考
			補助対象額		補助 対象外	
			10/10以内	1/3以内		
賃 金					(必要理由等)	
報償費					(必要理由等)	
旅 費						
需用費						
役務費						
委託料					(必要理由等)	
使用料及び 賃借料						
原材料費						
備 品 購入費					(法定耐用年 数)	
合 計						

※1 賃金及び報償費は必要理由、指導者所属、職、氏名、従事時間数等を備考欄等に具体的に記入すること。

2 委託料は、必要な理由を備考欄等に具体的に記入すること。併せて見積書等を添付すること。

3 補助対象経費の上限を超えて支出する経費については、超過額を「補助対象外」欄に記入すること。

4 (表-1)「4森林資源を活かす活動」に要する経費は、上記表中の「1/3以内対象額」欄に記入すること。

5 備品購入費は、機材等の法定耐用年数以上にわたる複数年の計画を企画する場合に計上できること。
見積書又は、単価等が記載されたカタログの写しを本書に添付すること。

様式第4号

団 体 の 概 要

団体名	
所在地等	〒 住 所 電 話 FAX Eメール
連絡先 (上記と異なる場合)	〒 住 所 電 話 FAX Eメール
代表者 職・氏名	職 名 氏 名
設立年月日	
設立目的	
構成員数	
活動実績	
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款又は会則 <input type="checkbox"/> 役員名簿 <input type="checkbox"/> 活動実績資料(パンフレット、団体広報誌、関連資料など)

当団体は、以下の事項に該当する団体ではありません。

- 1 宗教や政治活動を主たる目的とした団体。
- 2 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党等を推薦、支持、反対することを目的とする団体。
- 3 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体。

団 体 名

代表者職氏名

注)市町村が実施主体の場合、本様式の提出は不要です。

様式第5号

年 月 日

(実 施 団 体) 様

森林所有者氏名

印

同 意 書

貴団体が令和8年度に実施する、県民参加の森林づくり促進事業において、私の所有する下記森林を使用することに同意します。

記

森林の所在地

注) 森林をつくる活動、森林を学び活かす活動のうち、森林内で活動を行う場合に提出すること。

【複数年計画を企画し、経費に備品購入費(法定耐用年数5年)を計上しようとする場合。】

(企画書 5年計画の場合の記載例)

(1~8省略)

9 事業実施計画

実施時期	実施内容	備考
令和8年度		
4月	事前準備	
5月	受講者募集広告	
6月	第1回研修(安全研修)	
7月	第2回研修(間伐実習)	
9月	第3回研修(機材補修・点検)	
10月	第4回研修(間伐実習)	
11月	第5回研修(間伐実習)	
年度	(以下はそれぞれの年度での実施内容を記載すること。)	
年度		
年度		
年度		

(10~11省略)

12 経費内訳(消費税相当額を含む)

費目	内容 (品目・単価・数量等の積算 内訳)	金額 (円)	左記の内訳(円)			備考
			補助対象額		補助 対象外	
			10/10 以内	1/3 以内		
賃金	危険箇所伐採作業(〇〇森林組合) @11,000円*1人*1日(8時間)	11,000	11,000			0.5ha作業
報償費	間伐指導者謝金(〇〇会代表者) @11,000円*1人*1日(8時間)	11,000	11,000			(理由) 当団体には間伐作業を安全に指導できる実務経験者がいないため (所属・職・氏名) 〇〇地方森林組合 技術指導課長 〇〇氏
備品購入費	チェンソー (@70,000円×3台)	210,000	150,000		60,000	耐用年数3年 見積書添付①
合計		232,000	172,000		60,000	